

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18・19 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
	※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症	
第二種 感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1 を除く))	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現 した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良 好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過する まで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽 快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性 出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症で、出席停止の措置が必要と考えられる疾患としては次のようなものがあります。

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑 (りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ
感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ (伝染性 軟疣腫)、伝染性膿痂疹 (とびひ)